

# One-JIBAI(契約者Web)お手続きの確認書類一覧

自賠責保険の変更・解約・証明書の再交付に必要な確認書類をご案内します。

スキャンまたはスマートフォン等で撮影し、画像ファイルをOne-JIBAI(契約者Web)にアップロードしてください。

いずれのお手続きでも自賠責保険証明書のアップロードが必要です。紛失している場合は、本人確認書類をアップロードしてください。

## <解約したい／自動車(バイクを買い替えた)>

### 自動車の廃車等が確認できる書類

車種	解約／車両入替できる場合	確認書類(*1)	
		名称	発行先
登録自動車	永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録事項等証明書(抹消記録あり)</li> <li>自動車重量税還付申請書付表1</li> <li>一時抹消登録証明書</li> <li>登録識別情報等通知書</li> <li>輸出抹消仮登録証明書</li> <li>輸出予定届出証明書</li> <li>解除事由証明書のいずれか1通</li> </ul>	運輸監視部、運輸支局
小型二輪自動車(250cc超のバイク)	自動車検査証を返納した場合 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査記録事項等証明書(返納記録あり)</li> <li>自動車検査証返納証明書</li> <li>輸出予定届出証明書</li> <li>解除事由証明書のいずれか1通</li> </ul>	運輸監視部、運輸支局
軽自動車	検査対象の軽自動車(三輪・四輪)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査記録事項等証明書(返納記録あり)</li> <li>自動車重量税還付申請書付表1</li> <li>自動車検査証返納証明書</li> <li>軽自動車検査証返納確認書</li> <li>輸出予定届出証明書</li> <li>解除事由証明書のいずれか1通</li> </ul>	軽自動車検査協会 または全国軽自動車協会連合会
	検査対象外の軽自動車(125cc超～250cc以下のバイク 等)	軽自動車届出済証を返納した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車届出済証返納証明書</li> <li>軽自動車届出済証返納済確認書</li> <li>解除事由証明書のいずれか1通</li> </ul>
原動機付自転車(125cc以下のバイク 等) 小型特殊自動車	標識番号標または試運転番号標を市区町村長に提出した場合(*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽自動車税(種別割)廃車申告受付書</li> <li>標識交付証明書(返納)</li> <li>標識返納証明書等標識番号標または試運転番号標を返納したことが確認できる書類</li> <li>解除事由証明書のいずれか1通</li> </ul>	市区町村
重複契約	1台の自動車に2つ以上の契約がある場合(*3)	他の自賠責保険証明書 または 自賠責共済証明書のいずれか	—

\*1解体証明書は確認書類になりません。登録自動車の場合、「自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)の閲覧結果」画面のハードコピーを解約時の確認書類とすることができます。

\*2市区町村によって交付する書類が異なります。詳しくは市区町村へお問い合わせください。確認書類となるのは、保険証明書に記載されている標識番号・試運転番号・車台番号が記載されており、当該市区町村が証明するものにかぎります。

\*3保険期間が早く終わる契約を解約することができます。

## <自動車(バイク)のナンバープレートが変わった>

### 登録番号が変更になったことが確認できる書類

#### 車検のある自動車の場合

##### 【ご契約に車台番号が記載されている契約】

→ 登録番号変更後の自動車検査証、自動車検査証記録事項 など

##### 【ご契約に車台番号が記載されていない契約】

→ 登録番号変更前の自動車検査証、自動車検査証記録事項

+登録番号変更後の自動車検査証、自動車検査証記録事項 など

#### 車検のないバイク・原動機付自転車の場合

##### 【ご契約に車台番号が記載されている契約】

軽自動車(検査対象外)の場合

→ 登録番号変更後の軽自動車届出済証 など

原動機付自転車の場合

→ 登録番号変更後の原動機付自転車標識交付証明書 など

##### 【ご契約に車台番号が記載されていない契約】

軽自動車(検査対象外)の場合

→ 登録番号変更前の軽自動車届出済証

+登録番号変更後の軽自動車届出済証 など

原動機付自転車の場合

→ 登録番号変更前の原動機付自転車標識交付証明書

+登録番号変更後の原動機付自転車標識交付証明書 など

## <氏名が変わった(改姓、社名変更など)>

### 新姓・新社名が確認できる書類

#### 個人のご契約者さまの場合

運転免許証、住民票、戸籍謄本など

#### 法人のご契約者さまの場合

旧社名・新社名ともに記載のある登記簿謄本、

会社の公式ホームページ、公式に出された案内状、挨拶状 など

## <名義が変わった(権利譲渡)>

### 自賠責保険を譲り渡したことが確認できる書類

以下いずれかの書類

・「**譲渡人**」の本人確認書類(免許証など)

・「**譲渡人**」の印鑑証明書

・車両の所有者が「**譲受人**」に変更されている下記書類

#### 登録自動車・検査対象軽自動車などの場合

→ 自動車検査証、自動車検査証記録事項

#### 検査対象外軽自動車の場合

→ 軽自動車届出済証

#### 原付などの場合

→ 標識交付証明書

## <解約したい／自賠責保険証明書を紛失した>

### 契約者本人であることの確認書類

#### 個人のご契約者さまの場合

→ 免許証、健康保険証など

※健康保険証の写しをご提出いただく場合は、被保険者の記号・番号・被保険者番号・

2次元コードおよび受信履歴等のページをマスキング(黒塗り)してください。

健康保険証を本人確認書類とすることができるのは2025年12月1日までです。

#### 法人のご契約者さまの場合

→ 印鑑証明書または自動車損害賠償責任保険承認請求書に法人印を押したものの

※法人印を「自動車損害賠償責任保険承認請求書」に押印することで本人確認となり

ます。証明書の再交付のみお手続きの場合は、「証明書・保険標準再交付申請書兼

紛失届」への押印でも本人確認となります。